



大竹市告示第178号

大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰（以下「原油価格等高騰」という。）の影響により、事業の経費負担が増大している介護サービス等を提供する事業所、障害福祉サービス等を提供する事業所又は児童福祉施設等（以下これらを「事業所」という。）を有する事業者（以下「事業者」という。）を支援することを目的とした大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関し、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表の法律等の区分の欄に掲げるものに基づく同表のサービスの名称の欄に掲げるいずれかのサービス（以下「サービス」という。）を行う事業所を大竹市内に有する事業者のうち、第5条第2項の申請期間の初日において当該サービスを行っているものであること。
- (2) 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にサービスの提供の実績があり、今後も事業を継続していく意思のある者であること。
- (3) 大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者でないこと。

(対象経費)

第3条 支援金の対象経費は、原油価格等高騰の影響があった令和7年1月から令和7年12月までの間（以下「対象期間」という。）に事業者が事業に要した経費（以下「事業用経費」という。）であって、次に掲げるものの合計額（消費税及び地方消費税相当額は除く。）とする。

- (1) 食材料費
 - (2) 光熱費（電気代、ガス代をいう。）
 - (3) 燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油をいう。）
- 2 前項の規定に関わらず、次の経費は対象経費としない。
- (1) 他のサービスに要した経費
 - (2) 事業用経費に該当しない経費
 - (3) 国、県又はその他の機関からの他の補助金等を充てる経費
 - (4) その他市長が対象経費として認めないもの
（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、対象期間における前条第1項第1号に掲げる食材料費に100分の20を乗じて得た額（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた額）と対象期間における同項第2号に掲げる光熱費及び同項第3号に掲げる燃料費を足した額に100分の20を乗じて得た額（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1,000円以上で、別表のサービスの名称の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ上限額の欄に掲げる額を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が対象期間の途中で別表のサービスの名称の欄に掲げるサービスに係る事業を実施していない月がある場合の上限額は、同表の上限額の欄に掲げる額に対象期間中当該サービスを実施していた月数（事業を開始した月を含む。）を12で除して得た数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前2項の規定による支援金の額の算定に当たり、1事業者において別表のサービスの名称の欄に掲げるサービスを複数提供している場合は、同表のサービスの名称ごとに当該区分に対応する支援金の額をもって算定するものとする。ただし、同表の備考に掲げる条件に該当するときは、この限りでない。
- 4 支援金の交付の回数は、1事業者当たり1サービスにつき1回限りとする。
（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、別表のサービスの名称ごとに大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 個別積算書（食材料費・光熱費・燃料費）（別記様式第2-1号及び第2-2号）
- (2) 市内の事業所で事業用として食材料費、光熱費及び燃料費を支出した

内容が分かる書類

(3) 誓約書（別記様式第3号）

(4) 申請者名義の通帳の写し（法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は代表者名義）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請期間は、令和8年1月13日から同年2月27日までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、期間を延長できる。

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付の決定を行い、その旨を大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する支援金の交付を決定したときは、当該申請者に支援金を速やかに交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、適正ではないと認めるときは、大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金不交付決定通知書（別記様式第5号）により当該申請者に支援金を交付しない旨を通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条 市長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支援金の交付がなされているときは、直ちに支援金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

2 前項の場合において、支援金の返還の期限については、返還の命令に付した日とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき支援金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

法律等の 区分	サービスの 区分	サービスの 名称	上限額 (年額)
介護保険 法(平成9 年法律第 123号) に基づく ものその 他高齢者 福祉に関 するもの	入所系	短期入所介護	400,000円
		介護老人福祉施設	(1) 定員60名 以上 1,000,000円
		介護老人保健施設	
		介護医療院	
		小規模多機能型居宅介護	(2) 定員30名 以上59名以下 700,000円
		看護小規模多機能型居宅介護	
		認知症対応型共同生活介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(3) 定員29名 以下 400,000円
		養護老人ホーム	
		有料老人ホーム	
		サービス付き高齢者向け住宅	
		特定施設入居者生活介護	
	通所系	通所介護	300,000円
		認知症対応型通所介護	
		通所リハビリテーション	
		地域密着型通所介護	
	訪問系	訪問介護	150,000円
		訪問リハビリテーション	
		訪問入浴介護	
		訪問看護	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	計画相談	居宅介護支援	100,000円
		介護予防支援	
	福祉用具	福祉用具貸与及び特定祉用具販売	200,000円
障害者の	入所系	短期入所	400,000円

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)に基づくもの		共同生活援助	(1) 定員60名以上 1,000,000円
		療養介護	(2) 定員29名以下 400,000円
	通所系	生活介護	300,000円
		就労継続支援B型	
		地域活動支援センター	
		日中一時支援	
	訪問系	居宅介護	150,000円
		同行援護	
		重度訪問介護	
		移動支援	
		訪問入浴	
	相談支援	計画相談支援	100,000円
		地域移行支援	
		地域定着支援	
児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づくもの	相談支援	障害児相談支援	100,000円
	児童通所支援	児童発達支援	300,000円
		放課後等デイサービス	
	保育所(園)、認定こども園及び小規模こども園		(1) 認可定員100名以上 1,000,000円 (2) 認可定員50名以上99名以下 500,000円 (3) 認可定員49名以下 250,000円
	認可外保育施設		(1) 定員100名以上 1,0

		00,000円 (2) 定員50名 以上99名以下 500,000 円 (3) 定員49名 以下 250, 000円
学校教育 法（昭和 22年法 律第26 号）に基 づくもの	幼稚園	(1) 定員100 名以上 1, 0 00,000円 (2) 定員50名 以上99名以下 500,000 円 (3) 定員49名 以下 250, 000円

備考

- 1 同一施設内においてサービス付き高齢者向け住宅と特定施設入居者生活介護のサービスを提供しているときは、サービス付き高齢者向け住宅として算定する。
- 2 同一施設内において有料老人ホームと特定施設入居者生活介護のサービスを提供しているときは、有料老人ホームとして算定する。
- 3 同一施設内において養護老人ホームと特定施設入居者生活介護のサービスを提供しているときは、養護老人ホームとして算定する。
- 4 居宅療養管理指導並びに医療みなし指定の訪問看護及び訪問リハビリテーションは、支援金の算定対象としない。
- 5 短期入所の事業所の形態が空床利用型事業所のときは、支援金の算定対象としない。

年 月 日

大 竹 市 長 様

大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付申請書兼請求書

申 請 者	① サービスの名称	
	② 事業所の所在地	
	③ 事業所名	
	④ 法人名	
	⑤ 役職・代表者名	
	⑥ 連絡先	

※申請について、日中に連絡がとれる電話番号

大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、支援金の交付決定がされたときは、その交付決定日をもって請求します。

記

1 交付申請額及び請求額

金

円

2 添付書類

- (1) 個別積算書【食材料費・光熱費・燃料費】（別記様式第2-1号、別記様式第2-2号）
- (2) 支出した内容が分かる書類
- (3) 誓約書（別記様式第3号）
- (4) 振込先が分かる通帳の写し

3 振込先

口 座 情 報	金 融 機 関 名	
	本 店 ・ 支 店 名	
	口 座 種 別	
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	

年 月 日

大 竹 市 長 様

個別積算書【食材料費】

① サービスの名称	
② 事業所の所在地	
③ 事業所名	
④ 法人名	

原油価格等高騰の影響による支援金の対象経費（食材料費）の積算は、次のとおりです。

記

令和7年	食材料費	単位：円
1月分		※金額は、消費税及び 地方消費税抜きの額
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
小計		
合計（A）		

(A) × 補助率（20%）単位：円

補助算定額①

※小数点以下切り捨て

+

(B) × 補助率（20%）単位：円

補助算定額②

※小数点以下切り捨て

=

単位：円

補助算定額③

※1,000円～上限額

⇒

単位：円

交付申請額

※千円未満切り捨て

年 月 日

大 竹 市 長 様

個別積算書【光熱費・燃料費】

① サービスの名称	
② 事業所の所在地	
③ 事業所名	
④ 法人名	

原油価格等高騰の影響による支援金の対象経費（光熱費・燃料費）の積算は、次のとおりです。

※1つの項目で、補助算定が大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付要綱別表の上限額を超える場合には、その項目のみの記入で構いません。

記

令和7年	光熱費		燃料費				単位：円
	電気代	ガス代	ガソリン	軽油	灯油	重油	
1月分							※金額は、消費税及び地方消費税抜きの額
2月分							
3月分							
4月分							
5月分							
6月分							
7月分							
8月分							
9月分							
10月分							
11月分							
12月分							
小計							
合計（B）							

（B）×補助率（20%）単位：円

補助算定額②

※小数点以下切り捨て

誓約書

私は、支援金の交付を申請するにあたり、次の内容について誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合は、当方の個人情報を他の市町村又は警察に提供することについて同意します。

1 反社会行為に関して

- (1) 大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- (2) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していません。
- (4) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していません。
- (5) 役員等が暴力団・暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
- (6) 役員等が暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。

2 申請に関して

- (1) 申請内容は、事実と相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- (2) 今後も事業を継続していく意思があります。
- (3) 大竹市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (4) 施設名（屋号）の公表に応じます。
- (5) 警察、税務機関、市町村から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

大 竹 市 長 様

年 月 日

申請者	① サービスの名称	
	② 事業所の所在地	
	③ 事業所名	
	④ 法人名	
	⑤ 役職・代表者名	

※自署又は押印

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

大竹市長

大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金
交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請書兼請求書の提出のあった大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金につきまして、次のとおり交付することに決定しましたので、大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

・ 交付決定額（確定額） 円

・ 交付予定日 年 月 日

※交付予定日と異なる日に入金する場合があります。

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

大竹市長

大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金
不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請書兼請求書の提出のあった大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金につきまして、次の理由により不交付に決定しましたので、大竹市原油価格等高騰における介護・社会福祉事業所等支援金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

・不交付決定理由